

免許法別表第3（平成28年改正法適用）

小学校教諭2種⇒1種（12年10単位）

小学校教諭2種免許状取得後の在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	新法に対応する旧法の科目名又は事項名
教科及び教職に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目		4	4	3	3	2	2	1	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国语のうち <u>1科目以上</u> を修得
	教育の基礎的理解に関する科目		1	1	1					教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
										教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
										教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
										幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
										特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
										教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
	各教科の指導法に関する科目									各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目									道徳の理論及び指導法
										総合的な学習の時間の指導法
										特別活動の指導法
										教育の方法及び技術
										情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
										生徒指導の理論及び方法
										教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
										進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
教育実践に関する科目	教職実践演習	1	1	1						教職実践演習
大学が独自に設定する科目（※1）		5	5	4	4	3	3	2	2	
その他必要な科目（※2）		15	12	11	8	7	4	3		
所要単位数（小学校教諭2種免許状取得後の修得単位）		45	40	35	30	25	20	15	10	

※1 「大学が独自に設定する科目」には、「教科及び教職に関する科目」に定められた各単位数の余剰単位を充てることができます。

※2 「その他必要な科目」は、「大学が独自に設定する科目」に準じて単位修得することができます。

《免許法施行規則第11条表備考3》

下記のいずれかに該当する方は、在職の軽減措置がありますので「小学校教諭2種⇒1種（6年10単位）」を御確認ください。

(1) 大学に3年以上在学し、かつ93単位修得した者（科目等履修生としての在籍は除く。）

(2) 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者